論文審査の結果の要旨

井戸美里

井戸美里氏の博士学位論文「『月次風俗図屏風』の図像学的研究」は、東京国立博物館蔵「月次風俗図屏風」に関する、はじめての総合的考察である。この八曲一隻、押絵貼りの小屏風は、中世から近世初期風俗画への移行期の作品として、美術史はもとより、芸能史、日本史などさまざまな分野から大いに注目されてきた。楢崎宗重氏が1964年に『国華』誌上で紹介して以来、さまざまな本の口絵や插入写真に使われ、一般にも目に触れることが多かったにもかかわらず、野口剛氏により1990年の『美術史論叢』誌上で、様式的側面や、ある部分の主題やモティーフの引用・継承についての考察が行われた以外、ほとんど研究がなされていない状況にあった。

この状況を打破し、この作品に新しい視点からの解釈を与えつつ、はじめて正面から総合的に考察したのが井戸氏の論文である。

新しい視点とは、従来「月次風俗図屛風」は漠然と京都の大和絵系の絵師による作品と考えられてきたのに対し、鎌倉時代から中国地方の在地領主となり江戸期には岩国藩主となった吉川氏の文化圏で成立したという視点である。それは、吉川家文書中の極書類と狩野探幽による探幽縮図をつきあわせることで、この絵が確実に江戸初期から吉川家に伝来しているという事実を実証した新知見によって支えられている。また成立時期についても、今まで漠然と室町時代後期と考えられていたのを、吉川文化圏の成立という知見をベースに、さまざまな内部徴証から豊臣政権以後まもない時期に絞り込むという新見が提示されている。

この論文は、三章により構成され、第一章に補論が付されている。

第一章「『月次風俗図屏風』の成立と享受に関する一考察」では、この作品が「月次絵」「四季絵」「名所絵」といった従来のカテゴリーにおさまらない作品、ということは「月次風俗図」という題名を再考すべきという提言が述べられ、先に述べたこの作品の早くからの吉川氏伝来を実証する考察がなされ、「毬打・羽根突」「松囃子」「女の花見」「男の花見」「田植」「賀茂競馬」「呉服屋の店頭」「犬追物」「蹴鞠」「富士巻狩」「春日若宮おん祭」「雪遊び」といった各画面についての、ディテールにわたる詳しい分析がなされる。

この中で、特に井戸氏が注目するのは、他の画題が扇を上、下二つに分けて描かれるのに対し、「田植」図が第三扇・第四扇全体にわたって描かれ、「富士巻狩」図が第六扇全部を使って描かれていることである。井戸氏は、「田植」図の風景を「大田植」であるとし、大田植こそは、吉川氏の本拠地であった広島県山県郡大朝において現在に至るまで行われている行事であり、その吉川氏の戦国時代の領地の範囲内から『田植草紙』という田植歌謡のテクストが見つかっていることなどを理由に、「田植」図には吉川氏の統治の記憶が濃厚に込められているとしている。また「富士巻狩」図については、吉川氏の先祖が源頼朝

の側近で、曽我兄弟の仇討から頼朝を護衛する側であって、そのような先祖賛美の絵様となっていると説いている。このほかにも、藤原氏としての吉川氏の氏族意識によって「春日若宮おん祭」の画題が選択されたことなど、吉川文化圏と画題との相関が濃淡さまざまに説かれている。

第一章の補論では、「富士巻狩」図と、「曽我物語図屛風」を合わせ考え、「曽我物語図屛風」には、中世後期の語り物幸若舞曲の影響が色濃くあらわれているとし、幸若舞曲と同様に、屛風絵が武家の寄合の空間で機能するあり様を指摘している。

第二章「『田植草紙』の成立背景について―「月次風俗図屛風」との関わりから―」は、 大田植のテクストである『田植草紙』の分析である。従来、日本歌謡史の中だけで考えられてきた『田植草紙』が、吉川氏およびその麾下にあって大田植の主催者である名主層の 意識という視点が導入され、新たな読みが展開される。

第三章「山口県伝来本「四季耕作図屛風」の風景をめぐって一理想郷としての異郷一」は、「月次風俗図屛風」と同じ環境で描かれたと考えられる「四季耕作図屛風」の分析である。「四季耕作図屛風」には、「月次風俗図屛風」中の「田植」図の反転図が描かれており、両者の密接な関係がうかがえる。「四季耕作図屛風」には、塩田や海産物の水揚げなど日本の風景だけでなく、唐船など中国、さらには朝鮮半島の風俗と思われるものまで描き込まれており、全体として異国憧憬に貫かれたユートピア図になっていると論じられる。これもまた近世初期の中国地方の特異な意識の表出とみなされる。

井戸氏の論文については、補論が全体から少し遊離していたり、「月次風俗図屏風」の表現の核心的部分ともいえる群集表現の図像分析にもの足りなさを覚えるといった意見も出されたが、「月次風俗図屏風」を吉川氏の視点を入れて総合的に考察した成果は高く評価された。したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。